

愛媛大学図書館における図書館資料の除籍及び処分に関する内規

〔平成16年10月1日〕
〔附属図書館長決定〕

(趣旨)

第1条 この内規は、愛媛大学図書館が管理する図書館資料の有効な利用を図るとともに、書庫管理の適正化のため、図書館資料の除籍及び処分に関して必要な事項を定めるものとする。

(除籍図書決定基準)

第2条 除籍できる図書は、愛媛大学図書館図書管理要項第11条に掲げる図書とし、同条第3号及び第5号に規定する「必要冊数以上の重複図書」及び「その他館長が保存の必要がないと認めた図書」は、次の各号に定めるとおりとする。なお、学部・学科等で管理する資料室(図書室)であっても、図書館委員会で審議し、館長が認めたものについては、図書館の書庫とみなすことができるものとする。

(1) 「必要冊数以上の重複図書」

必要冊数は、中央図書館、分館の全書庫のうち次のとおりとし、当該必要冊数を超える図書

ア 図書 1冊

イ 製本雑誌 1冊

(2) 「その他館長が保存の必要がないと認めた図書」

ア 図書の内容が逐次又は改版等により改訂され、利用価値を失ったもの

イ 年月の経過により利用価値を失ったもの

ウ 返却された研究室貸出図書で、返却した教員により除籍が適と判断され、かつ、館長が保存の必要がないと認めたもの

エ 次条で処分することが認められた資料の製本雑誌

(雑誌の処分基準)

第3条 雑誌の処分については、原則として下記の表を基準とする。

No	カテゴリー	保存期間
1	学術雑誌	永年
2	総合誌	永年
3	教養雑誌	5年
4	文芸誌	5年
5	コンピュータ関係	3年
6	趣味的な雑誌	3年
7	週刊誌	1年
8	新聞	1年

2 前項の基準にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、処分することができる。

(1) 中央図書館及び分館で所蔵する資料(研究室等貸出資料を除く。)のうち、重

複して所蔵するもの

- (2) 本学から電子ジャーナル等において無料（買い取りを含む。）で利用可能であり、かつ、出版社又は国立情報学研究所（NII）等の機関においてアーカイブが保障されたもの
- (3) 電子媒体でのドキュメントデリバリーシステム（DDS）を有料又は無料にて利用可能であり、かつ、発行後10年以上経過したもの
- (4) 所蔵年が2年以下又は所蔵範囲の欠号が甚だしい資料（3分の2以上が欠号）であり、かつ、発行後5年以上経過した資料で、必要な場合には文献複写サービス（ILL）等により入手が可能なもの

（除籍及び処分の公示）

第4条 第2条第1号により除籍又は処分をしようとするときは、対象とする図書の一覧を図書館ホームページにおいて公示するものとする。この場合、公示の期間は、1ヶ月とする。

附 則

この内規は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年7月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成18年7月31日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年10月4日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年6月4日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年3月16日から施行する。